

# 團 則

花畑自警団

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団は、花畑自警団（以下「本団」という。）と称する。

(所在地)

第1条の2 本団の事務局は、つくば市花畑三丁目11番地5に置く。

(目的)

第2条 本団は、花畑地区における防犯活動を積極的に行い、かつ本団独自の活動を行うことにより、人と人との繋がりを大切にし、自主防犯の重要性を啓発し地域の安全に貢献するものとする。

(活動範囲)

第3条 茨城県警つくば北警察署（統合後の名称：つくば警察署）からの委嘱状の範囲、または本団が必要と認める範囲

(活動内容)

第4条 本団は、第2条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ① ごみ拾いをしながらの徒歩パトロールの実施
- ② 犬の散歩を兼ねた「わんわんパトロール」の実施
- ③ 青色防犯パトロールカーを使用しての防犯の呼びかけ
- ④ 花畑自治会及びその公認団体と連携し、各種イベントへの積極的参加を通しての住民の防犯意識の啓発活動
- ⑤ つくば市または所轄警察署の防犯活動への参加
- ⑥ その他本団が必要と認める活動

## 第2章 団員

(団員の資格)

第5条 本団の団員は、花畑および近隣地区に在住し、本団の目的に賛同して、かつ、第5条の3に定める遵守事項を誓約して活動できる者とし、次の4種類のいずれかに指定される。ただし、わんわんパトロール隊員は他の団員資格との重複が認められ、賛助団員については在住要件を問わないものとする。

- (1) 正団員は、活動の内容に制限を設けずに入団登録を行った者とする。徒歩および青色パトロールカーによる地域のパトロールを実施し、その他本団活動の中心を担う。正団員のみが総会の議決権を有する。
- (2) 准団員は、入団登録を行った者のうち、本人の申出により役員会の承認及び団員資格の指定を受け、パトロール以外の活動を自発的に実施する者とする。準団員はパトロールに関連する連絡は受け取らないが、会合やイベントに関する連絡は受け取る。准団員には、相談役及び見守り支援委員も含まれる。

- i 相談役は、役員からの要請により各種の助言を行う者とする。
  - ii 見守り支援委員は、地域の見守り活動に従事する者で、その活動を通じて得た情報や知識を基に適宜団員に対して助言を行う。
- (3) わんわんパトロール隊員は、犬の散歩の際にパトロールグッズを身につけることに同意して入団登録を行った者とする。
- (4) 賛助団員は、本団の事業を賛助するために入団登録を行った者とする。

#### (団員名簿)

第5条の2 団員は、事務局が作成する団員名簿に団員資格の種類を明らかにしたうえで登録される。

- 2 団員の氏名及び連絡先は、つくば市防犯交通安全課に提出する名簿に記載される。

#### (遵守事項)

第5条の3 団員は、次の各号を遵守するものとする。

- ① 花畑地区の住民による人と人とのつながりを大切にする
- ② 特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や嗜好に基づく団体等への加入や支持を強制し、または勧誘をしてはならない

#### (入団)

第5条の4 本団へ入団しようとする者は、入団申込書を事務局あてに提出し、役員会の承認及び団員資格の指定を受けなければならない。

#### (自主退団)

第5条の5 団員は、退団届を事務局あてに提出し、任意に退団することができる。

- 2 団員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退団したものとみなす。
- ① 本人が死亡したとき
  - ② 本人の生死が3年以上明らかでないとき

#### (団員資格の種類の変更)

第5条の6 団員名簿に登録された団員が、団員資格の種類の変更を希望する場合は、事務局あてに口頭による申出または団員資格変更願を提出し、役員会の承認及び団員資格の指定を受けなければならない。

#### (団員資格の抹消)

第5条の7 団員が次の各号に該当することになったときは、総会の特別決議を経て団員資格を抹消することができる。団員資格を抹消された者は退団となり、団員名簿から削除される。

- ① 3年以上にわたり継続して団員との連絡が取れないとき
- ② 特別な理由がなく、3年以上にわたり活動実績がないとき。ただし、准団員及び休団届を提出した者はこの限りでない。
- ③ 本団の目的にそぐわない言動や遵守事項違反等、団員としてふさわしくないと認められる事実が発生したとき

## 第3章 役員

### (役員)

第6条 本団は必要に応じ、次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 団長      | 1名  |
| (2) 副団長兼事務局 | 若干名 |
| (3) 会計      | 1名  |
| (4) 監査役     | 1名  |
| (5) 相談役     | 若干名 |

### (役員の仕事)

第7条 団長は、本団を代表し、本団を総括する。

- 2 副団長兼事務局は、団長を補佐し、本団の事務にあたる。メールによる問い合わせに対応する等、外部との連絡窓口となる。団長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 会計は団の会計にあたる。
- 4 監査役は、本団の会計を監査する。
- 5 相談役は、本団の求めに応じて運営の助言を行う。

### (役員を選任)

第7条の2 団長、副団長兼事務局及び会計は、正団員の中からこれを選任する。

- 2 第1項の役員を選任は、原則として団員名簿に登録された順番で指名して行う。
- 3 監査役は前年度の会計がその任にあたる。
- 4 上記の他、総会において出席した正団員の過半数をもって行うことができる。

### (役員の仕事)

第7条の3 団長、副団長兼事務局、会計の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (役員を解任)

第7条の4 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の特別決議により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、活動の執行に耐えられないと認められるとき
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき

## 第4章 総会及び役員会

### (会議)

第8条 本団に総会および役員会を置く。

### (総会)

第9条 総会は、定時総会を毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。正団員の過半数の出席をもって成立する。出席は委任状の提出及び電磁的方法（インターネットを通じて電子メールを送信する方法）（以下「電磁的方法」という。）による議決権

行使をもって代えることができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 団則の改正に関する事
  - (2) 事業計画に関する事
  - (3) 予算および決算に関する事
  - (4) 団員資格の抹消
  - (5) 役員の選任及び解任
  - (6) 見守り支援委員の選任及び解任
  - (7) その他、総会が特に必要と認めた事
- 3 総会は、その付随事項の一部を役員会に委任することができる。

(招集)

第9条の2 定時総会は、団長が毎会計年度の終了後1ヶ月以内に招集し、臨時総会は、必要がある場合には団長がいつでも招集することができる。

(決議の方法)

- 第9条の3 総会の決議は、出席した正団員の過半数をもって行う（委任状の提出及び電磁的方法による議決権行使を含む）。
- 2 第5条の7及び第7条の4に定める決議は、出席した正団員の3分の2以上に当たる多数をもって行う（委任状の提出及び電磁的方法による議決権行使を含む）。

(役員会)

第10条 役員会は、団長、副団長兼事務局及び会計によって構成される。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
  - (1) 総会に提出すべき事
  - (2) 総会により委任された事
  - (3) 入団希望者の承認及び団員資格の指定
  - (4) 団員資格の種類の変更の承認及び団員資格の指定
  - (5) その他、役員会が必要と認めた事

(決議の方法)

第10条の2 役員会の決議は、団長、副団長兼事務局及び会計の過半数が出席し、出席した役員の過半数をもって行う（委任状の提出及び電磁的方法による議決権行使を含む）。

## 第5章 活動報告

(活動報告)

第11条 本団は年1回の花畑自治会総会において、1年間の活動報告、会計報告を行う。

## 第6章 会計

(会費)

第12条 本団の会費は総会の決議を得て別に定める。

(経費)

第13条 本団の運営に関する経費は、予算案をもとに、花畑自治会に補助金申請して得る。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

改定履歴 平成26年6月1日 総会の結果、地区団長を廃止

改定履歴 平成28年4月10日 役員任期を2年から1年に変更

改定履歴 平成30年4月23日 副団長1名を廃止事務局1名追加、事務局長の名称を事務局に変更

改定履歴 平成30年4月21日 総会の出席の構成を変更

改定履歴 平成30年4月21日 会計年度を1箇月前倒しする

改定履歴 平成31年3月11日 副団長を兼務に変更

改定履歴 令和2年3月22日 会則を団則に変更団員資格(正団員、准団員、わんパト隊員)を区別し、それぞれの定義や、つくば市提出名簿への記載の有無を定めた。

事務局の人数や副団長の兼務を変更(事務局1名→若干名、副団長は事務局のみ)、役員の選定方法の変更(互選→名簿順、監査役は前年度会計を選出)

改定履歴 令和3年6月20日 名称を花畑自警団に変更、本団の所在地、4種類に整備された団員資格、団員の遵守事項、入団及び自主退団手続き並びに団員資格の種類の変更手続き、団員資格の抹消手続き及び役員の解任手続きを規定、総会の成立要件を緩和(正団員の3分の2の出席→正団員の過半数の出席)、総会の決議方法を変更(出席した正団員の半数→普通決議:出席した正団員の過半数 特別決議:出席した正団員の3分の2以上に当たる多数)した。役員会の審議事項として団員の入団及び団員資格の種類の変更の承認ならびに団員資格の指定の規定及び役員会の決議方法を新設した。メールによる外部からの問い合わせ等の連絡窓口を事務局とし、任務として規定した。つくば市防犯交通安全課に提出する名簿の範囲を全団員に拡大した。

第1条の2、第5条の2乃至第5条の7、第7条の2乃至第7条の4、第9条の2、第9条の3、第10条の2を新設、第1条、第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第10条を改正